

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

中央区社会福祉協議会
見守り相談室 開設
(TEL 06-6763-8139)

見守り支援ネットワーク



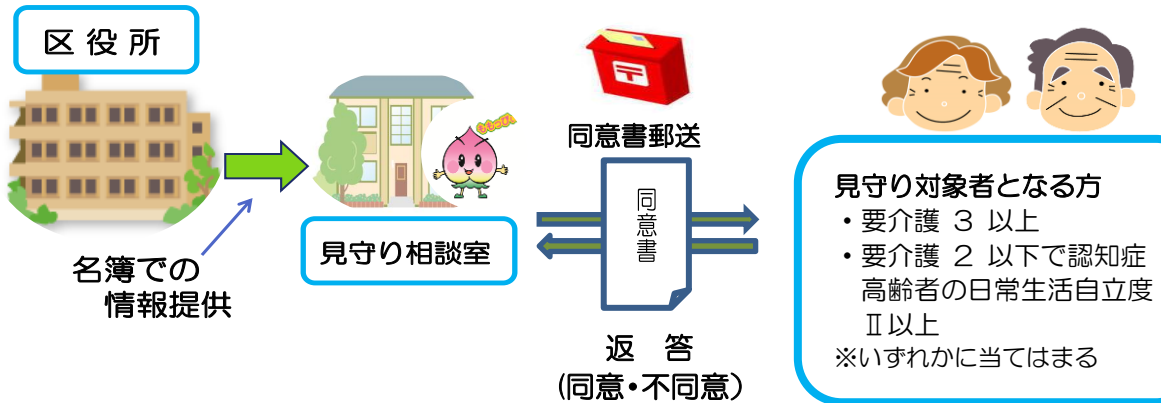
調査員



機能① 要援護者名簿に係る同意確認・名簿の整備

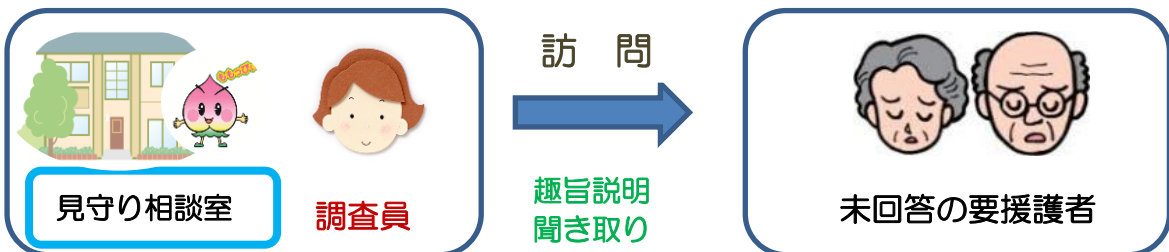
●郵送による同意確認の実施

- ・区役所から見守り相談室へ要援護者情報を提供
- ・見守り相談室から対象となる高齢者の方へ同意書を郵送
→地域への提供に係る同意の有無を確認
- ・対象者から同意・不同意の返答を受け「要援護者名簿」を作成



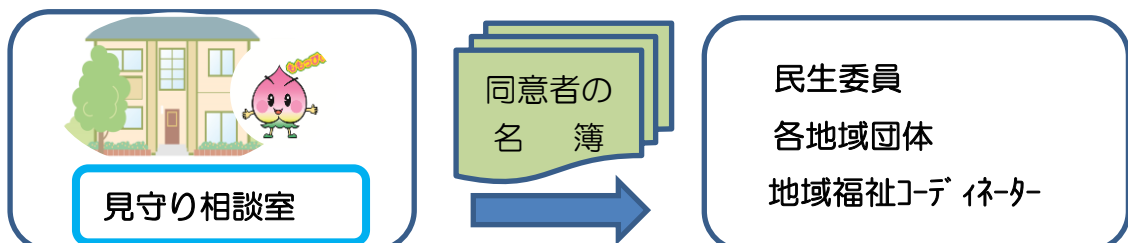
●各戸訪問による同意確認の実施

- ・同意書の返送がない要援護者に対して、調査員が各戸訪問し、本人への趣旨説明と聞き取りを実施



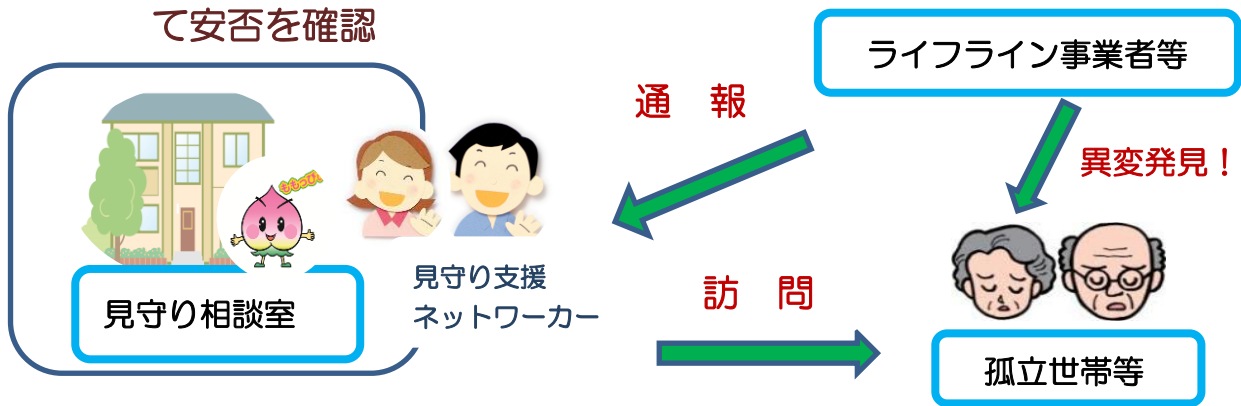
●地域への情報提供と見守り活動へのつなぎ

- ・同意のあった要援護者の名簿を地域へ提供(見守り活動へ)



機能② 見守り支援ネットワークによる 孤立世帯への専門的対応

- 「名簿」により把握した孤立死のリスクが高い要援護者
→見守り支援ネットワークが家庭訪問を実施
- ワーカーが粘り強く繰り返し訪問
→地域の見守りにつないでいく
- ライフライン事業者等からの通報
→「名簿」を活用して世帯状況を把握し、現地に出向いて安否を確認



機能③ 「認知症高齢者見守りネットワーク」による 徘徊者保護の強化

- 徘徊のおそれのある高齢者の氏名や身体的特徴などを申請により事前に登録（見守り相談室）
- 地域の協力者への登録依頼（メール配信先）
- 徘徊発生時、協力者に対して検索依頼メールを配信
→ 行方不明者の早期発見

